

神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金交付要綱

令和2年12月1日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、福祉避難所指定施設による福祉避難所開設運営訓練事業（以下「助成事業」）の実施に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉避難所 災害時において高齢者等の要援護者を受け入れるため二次的に開設する避難所
- (2) 指定施設 神戸市との間で災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した施設、もしくは協定を締結した団体に属し、福祉避難所として指定を受けた施設

(対象者)

第3条 助成事業の対象となる者は、指定施設の管理者とする。

(対象経費)

第4条 助成事業の対象となる経費は、福祉避難所として必要となる備品物資、もしくは助成事業者が当該年度内に実施する助成事業の実施において必要となる物品の購入経費のうち、市長が認めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、1指定施設につき、対象経費の総額か10万円のいずれか少ない額とする。また、当該助成金の交付は、1指定施設につき一度限りとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 福祉避難所開設運営訓練計画書
- (3) 経費支出予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成事業の変更等)

第8条 助成事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。ただし、第6条第1項第3号にかかる変更については、助成金申請額の増額とならない限りにおいて、軽微な変更として助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)の提出を要しない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を助成金交付決定変更通知書(様式第6号)又は助成事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 助成事業者は、補助金規則第15条に基づき助成事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該助成事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 助成事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 福祉避難所開設運営訓練実績報告書
- (3) 経費支出決算書及び支出にかかる領収書の写し

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに助成事業者に通知するものとする。

- (1) 助成金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の請求)

第11条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第10号)を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を助成事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該助成事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。